

未利用県有地等の利活用に向けたマーケットサウンディング調査

実施要領

令和6年10月25日

愛知県

目 次

1 調査の概要	1
(1) 調査名称	1
(2) 調査の目的	1
(3) 対象未利用県有地等	1
(4) 実施スケジュール	1
2 調査の内容	1
(1) 調査対象者	1
(2) 調査項目	2
3 調査の手続き	2
(1) 守秘義務資料の貸与	2
(2) 現地見学会	3
(3) 質問の受付及び回答	4
(4) サウンディング調査への参加申込み	4
(5) 調査票の提出	4
(6) サウンディング調査の実施	5
(7) サウンディング調査結果の公表について	5
(8) その他	5
4 留意事項	5
(1) サウンディング調査参加者の取扱い	5
(2) 費用負担	6
(3) 追加対話への協力をお願い	6
5 問合せ先	6

様式

- (様式 1-1) 守秘義務資料 貸与申込書
- (様式 1-2) 守秘義務遵守誓約書
- (様式 1-3) 破棄義務の遵守に関する報告書
- (様式 2) 現地見学申込書
- (様式 3) 質問書
- (様式 4) サウンディング調査参加申込書
- (様式 5) 調査票

1 調査の概要

(1) 調査名称

未利用県有地等の利活用に向けたマーケットサウンディング調査

(2) 調査の目的

愛知県（以下「県」という。）では、未利用地及び今後未利用となることが見込まれる県有地（以下「未利用県有地等」という。）の活用方法についての検討を進めています。また、県では、県の公式ウェブサイト上で、随時未利用地の活用アイデアを募集しています（未利用地の活用アイデア募集 <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zaisan/0000048619.html>）。

この度、複数の未利用県有地等を対象として、市場性の把握、ニーズの調査、アイデアの募集を行うことを目的として、マーケットサウンディング調査（以下「サウンディング調査」といいます。）を実施します。

(3) 対象未利用県有地等

「別紙1 調査対象地一覧」及び「別添 物件調書」のとおり。

なお、調査対象地は、今後の検討により、サウンディング調査の対象から除外する可能性がありますのでご了承ください。

(4) 実施スケジュール

内容	日程（予定）
実施要領の公表	令和6年10月25日（金）
守秘義務資料の貸与	令和6年10月25日（金）～令和7年1月31日（金）
現地見学会の参加申込受付	令和6年10月25日（金）～11月8日（金）
質問の受付	令和6年10月25日（金）～11月8日（金）
現地見学会の開催	令和6年11月18日（月）～11月29日（金）
質問回答の公表	令和6年11月18日（月）
サウンディング調査の参加申込受付	令和6年10月25日（金）～11月29日（金）
サウンディングの実施	令和6年12月2日（月）～令和7年1月31日（金）
サウンディング実施結果の取りまとめ	令和7年3月

2 調査の内容

(1) 調査対象者

サウンディング調査の対象者は、未利用県有地等の利活用の意向を有する法人、法人のグループで、次の要件を満たす者とします。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除

に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。

- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(2) 調査項目

未利用県有地等の利活用を前提とし、次の調査項目について、書類（調査票）及び口頭にて対話形式で聞き取りを行います。

利活用に当たっては、土地全体又は土地・建物等一体での利活用を基本としますが、困難な場合は、一部（分割）の利活用でも構いませんので、ご意見をお聞かせください。また、利活用に当たり必要な取組みなど、今後の県における検討において参考となる事項についても、幅広くご意見をお聞かせください。

調査項目

- 1 利活用の内容
 - ・ 事業内容
 - ・ 利活用の内容（土地利用、導入機能、施設計画、施設規模等）
- 2 利活用に当たっての諸条件
 - ・ 利活用の方法（購入・借地）
 - ・ 利活用開始の希望時期
 - ・ 既存建物等の利活用
 - ・ 購入・借地面積
 - ・ 購入・借地価格
 - ・ 必要とされる行政上の許認可等の手続き、行政による支援
- 3 その他
 - ・ 利活用が難しい理由、利活用の事業環境
 - ・ 県の取組みへの意見

3 調査の手続き

(1) 守秘義務資料の貸与

対象未利用県有地等の詳細に関する資料（以下「守秘義務資料」という。）を、「(様式 1-1) 守秘義務資料 貸与申込書」及び「(様式 1-2) 守秘義務遵守誓約書」に定める書類の提出を条件として、サウンディング調査の対象者へ貸与します。

サウンディング調査に申し込む意向がある場合は、守秘義務資料の貸与を、電子メールによりお申込ください。

ア 守秘義務資料の内容

登記事項証明書、地積測量図、施設台帳、各種調査結果等の電子データ

イ 申込期間

令和6年10月25日（金）～令和7年1月31日（金）

ウ 申込先

「5 問合せ先」の委託事業者

※件名は「【守秘義務資料申込】法人名等」としてください。

エ 破棄・返却

守秘義務資料の貸与を受けた者は、その使用を終えた時点で責任を持って破棄又は返却し、「(様式1-3) 破棄義務の遵守に関する報告書」を申込先に電子メールにて提出するものとします。

※件名は「【守秘義務資料破棄】法人名等」としてください。

(2) 現地見学会

サウンディング調査への参加希望者向けの現地見学会等を実施します。

「別紙2 現地見学の実施方法」の「現地見学の区分」に「①見学会を開催」と記載の対象未利用県有地等を対象に現地見学会を開催します。また、「②自由に見学可能（連絡のみ必要）」と記載の対象未利用県有地等については、見学希望者が自由に見学するものとします。なお、「③見学不可」と記載の対象未利用県有地等は見学をできません。

現地見学希望者（「①見学会を開催」及び「②自由に見学可能（連絡のみ必要）」）は、期日までに申込先へ、「(様式2) 現地見学申込書」に必要事項を明記の上、電子メールによりお申込みください。

なお、現地見学会への参加は、サウンディング調査への参加条件ではありません。

現地見学の区分	現地見学の実施方法
①見学会を開催	・ 県が見学会を開催します。 ・ 開催日を個別に調整しますので、見学希望者は、「(様式2) 現地見学申込書」に必要事項を明記の上、電子メールによりお申込みください。
②自由に見学可能 (連絡のみ必要)	・ 見学希望者が自由に現地見学するものとします。 ・ 見学希望者は、「(様式2) 現地見学申込書」に必要事項を明記の上、電子メールによりお申込みください。
③見学不可	・ 本調査に関連する見学、調査対象地への立ち入りはできません。

ア 申込受付期間

令和6年10月25日（金）～11月8日（金）

イ 申込先

「5 問合せ先」の委託事業者

※件名は「【現地見学申込】法人名等」としてください。

ウ 見学会開催日時

令和6年11月18日（月）～11月29日（金）

（土、日曜日、祝日を除く9時00分～17時00分）

①見学会を開催する対象未利用県有地等は、開催日を個別に調整させていただきます。

なお、参加者の数により、日付指定等をさせていただく場合があります。

②自由に見学可能な対象未利用県有地等は、見学予定日を事前に連絡してください。

エ 会場

会場は、対象未利用県有地等の現地とします。

※集合場所（現地集合）は、対象未利用県有地等ごとに個別調整させていただきます。

オ 所要時間

30分程度

(3) 質問の受付及び回答

調査に関する質問がある場合には、期日までに受付先へ、「(様式3) 質問書」に必要事項、質問内容を明記の上、電子メールによりご提出ください。

なお、質問に対する回答は、質問者を匿名とした上で質問内容とともに原則として県公式ウェブサイトにて公表します。

ア 質問受付期間

令和6年10月25日（金）～11月8日（金）

イ 受付先

「5 問合せ先」の委託事業者

※件名は「【質問書】法人名等」としてください。

ウ 質問の回答

令和6年11月18日（月）

(4) サウンディング調査への参加申込み

サウンディング調査への参加希望者は、期日までに申込先へ、「(様式4) サウンディング調査参加申込書」に明記の上、電子メールによりお申込みください。

ア 申込受付期間

令和6年10月25日（金）～11月29日（金）

イ サウンディング実施期間

令和6年12月2日（月）～令和7年1月31日（金）

（土、日曜日、祝日を除く9時00分～17時00分）

ウ 申込先

「5 問合せ先」の委託事業者

※件名は「【参加申込】法人名等」としてください。

エ サウンディングの日時及び場所の連絡

サウンディング調査への参加申込みをいただいた法人等の担当者様あてに、実施日時及び方法・場所を電子メールにてご連絡します。

なお、日時等については、希望に沿えない場合もありますので、予めご了承ください。

(5) 調査票の提出

サウンディング調査実施日の概ね3日前（土日祝除く。）までに受付先へ、「(様式5) 調査票」を電子メールによりご提出ください。調査票は、利活用をご検討いただく対象未利用県有地等ごとに作成、ご提出をお願いします。また、補足説明資料がある場合には、調査票の提出に合わせて事前にご提出ください（補足説明資料は必須ではありません。）。

- ア 調査票提出期日
 サウンディング調査実施日の概ね3日前まで
- イ 受付先
 「5 問合せ先」の委託事業者
 ※件名は「【調査票】法人名等」としてください。

(6) サウンディング調査の実施

次の要領で、個別にサウンディングを実施します。

- ア 実施期間
 令和6年12月2日(月)～令和7年1月31日(金)
 (土、日曜日、祝日を除く9時00分～17時00分)
- イ 所要時間
 1時間程度
 ※利活用をご検討いただく対象未利用県有地等の数によって伸張します。
- ウ 方法・場所
 対面又はリモート
 対面の場所は「5 問合せ先」の委託事業者の事業所を予定しています。
- エ その他
 - ・サウンディングは、参加される皆様のアイデア及びノウハウの保護のため、個別に行います。
 - ・サウンディングに際して、事前にご提出いただいた調査票及び補足説明資料のほかに資料の提出は求めませんが、説明のために必要な場合には、参加者分の資料をご持参ください(面談の場合)。
 - ※部数は、個別に調整させていただきます。

(7) サウンディング調査結果の公表について

サウンディング調査結果については、事業者のアイデア及びノウハウ保護の必要性から公表は予定しておりません。

(8) その他

今回のサウンディング調査は、本調査により得られた利活用方策やアイデアによる調査対象地の売却等を確約するものではありません。また、今後の検討により、調査対象地の売却等を行わない場合もありますので、ご承知おきください。

4 留意事項

(1) サウンディング調査参加者の取扱い

本サウンディング調査への参加実績は、未利用県有地等の売却に係る入札等における評価の対象とはなりません。

(2) 費用負担

本サウンディング調査への参加に要する費用は、調査参加者の負担とします。

(3) 追加対話への協力をお願い

本サウンディング調査終了後も、県での検討に当たり、必要に応じ追加の対話（文書による照会、アンケートを含む。）を行うことがあります。その際にご協力をお願いします。

(4) 個人情報の取扱いについて

提出いただいた個人情報については、本サウンディング調査及び調査後の活用に関する追加の対話の際の連絡目的に限って利用し、適正な管理を行います。

また、個人情報は、本サウンディング調査の委託先である三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社の「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて」<<http://www.murc.jp/profile/privacy.html>>に従って適切に取り扱います。

5 問合せ先

県は、本サウンディング調査を次の事業者に委託しています。

本サウンディング調査に関する問合せ、申込み、様式の提出等は、次の事業者までお願いします。

（委託事業者）

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 名古屋

担当：中澤、吉田、岩田、河合

〒460-8627 名古屋市中区錦三丁目 21 番 24 号

電話：052-307-0966（ダイヤルイン）

電子メール：miriyokenyuchi_ms@murc.jp

（愛知県担当部署）

愛知県総務局財務部財産管理課 財産管理グループ

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

電話：052-954-6056（ダイヤルイン）

電子メール：zaisan@pref.aichi.lg.jp